

彩都東部地区検討会 規約

(設置)

第1条 今後の彩都東部地区を検討するため、「彩都東部地区検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について調査、検討を行う。

- (1) まちづくりのコンセプトや土地利用方針の検討
- (2) 地区特性及び地権者意向等を踏まえた事業手法、事業展開の検討
- (3) 関連公共・公益施設の概略検討
- (4) 都市計画の方向性の検討
- (5) その他、上記項目に必要な調査等

(検討会の構成員)

第3条 検討会の構成員は、別表1に掲げる者とする。

(会長)

第4条 会長は、第3条の構成員の中から会員の互選により選出する。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、原則、検討会の構成員で行う。ただし、やむを得ない場合は代理出席できる。
- 3 会長は、検討会を円滑に進めるため、具体的な作業を行うためのワーキングを適宜設けることができる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を検討会の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(学識経験者の助言)

第6条 会長は、検討会の目的を達成するため、所掌事務に関する専門的事項について、別途設置する学識経験者による「有識者会議」から助言を得ることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、彩都建設推進協議会に置く。

附 則

この規約は、平成 24 年 2 月 22 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 6 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 6 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 6 月 25 日から施行する。

別表 1 (検討会構成)

団 体 名	役 職
大 阪 府	住 宅 ま ち づ く り 部 理 事
茨 木 市	市 理 事
独立行政法人都市再生機構	西 日 本 支 社 都 市 再 生 業 務 部 担 当 部 長
阪急阪神不動産株式会社	開 発 企 画 部 長
三井物産株式会社	不 動 産 事 業 部 長
関電不動産開発株式会社	住 宅 事 業 本 部 副 本 部 長